

公益社団法人福岡中部法人会 支部表彰規程

第 1 条 この規程は、公益社団法人福岡中部法人会支部及び支部役員の表彰について定める。

第 2 条 表彰は、次の各号に該当するものについて行う。
(1) 会員数の伸びが高い支部及び功績のあつた支部役員
(2) 高加入率を長期間維持している支部

第 3 条 表彰の基準は、次の各号に該当するものとする。
(1) 会員数の伸びが高い支部
ア. 毎年、12 月末現在における会員数の伸びが、次の基準を満たした場合に表彰を行う。

優秀賞	対前年 5 社以上 ◇副賞 10 万円
努力賞	対前年 2 社以上 ◇副賞 5 万円

イ. 上記の基準を満たした場合は、毎年表彰する。

(2) 功績のあつた支部役員
優秀賞、努力賞を受賞する支部役員で貢献のあつた者とする。

(3) 高加入率を長期間維持している支部
ア. 毎年、12 月末現在の加入率が、次の基準を満たした場合に表彰を行う。

優秀賞	対入率 60%を 2 年間継続して維持 ◇副賞 6 万円
努力賞	対入率 50%を 2 年間継続して維持 ◇副賞 3 万円

第 4 条 表彰対象期間は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

第 5 条 表彰は、毎年の定時総会時において行う。

第 6 条 支部の表彰は、表彰状に記念品を添えて行う。

第 7 条 支部役員の表彰は、感謝状に記念品を添えて行う。

第 8 条 表彰状、感謝状を添える記念品等については組織委員会と総務委員会で協議し決定する。

付 則

この規程は、昭和 62 年 3 月 31 日から施行する。

昭和 63 年 6 月 20 日 一部改正

平成 2 年 3 月 31 日 一部改正

平成 13 年 12 月 11 日 一部改正

平成 14 年 8 月 2 日 一部改正

平成 16 年 8 月 5 日 一部改正 (平成 18 年 1 月 1 日から施行)

平成 20 年 4 月 18 日 一部改正